

令和5年度に小学校へ入学されるお子様の保護者の方へ

就学援助制度のお知らせ ～新入学学用品費の入学前支給～

長野市教育委員会

長野市では、令和5年度に小学校へ入学予定のお子様がいるご家庭で、経済的にお困りの方に、就学援助制度の「新入学学用品費」を小学校入学前に支給します。

1 支給対象となる方

以下(1)～(3)の条件にすべて該当する方が支給対象(認定)となります。

- (1) 令和5年3月1日現在で長野市内に住所を有している方(見込みも含む)
- (2) お子様は、令和5年4月に長野市内の国立または公立の小学校に入学予定(私立は対象外)
- (3) 以下の認定基準に該当する方

【認定基準(①～④いずれかに該当)】

- ① 市民税非課税世帯
- ② 児童扶養手当受給世帯 (注) 児童手当・特別児童扶養手当ではありません。
- ③ 前年の所得額が所得基準額を下回る世帯

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
所得基準額	約163万円	約215万円	約254万円	約304万円	約343万円	約406万円
(参考) 収入目安額	約259万円	約334万円	約386万円	約447万円	約496万円	約575万円

ア 「所得額」とは、給与所得者の場合は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、事業所得者の場合は「収入額から必要経費を差し引いた金額」であり、いずれも同一世帯員の所得は合算します(生計が別の場合を除く)。なお、住民票上別世帯であっても同居をしている場合は、原則同一世帯とみなします。

※ 給与所得または公的年金所得がある方については、所得額から10万円を差し引いた金額で審査します。

イ 所得額が所得基準額を下回っていても生活実態等により認定にならない場合があります。

- ④ 災害・疾病・失業等により生計に著しい変化を生じ生活が困難であると認められる世帯

ア 新型コロナウイルス感染症の影響等により、前年と比べ収入が著しく減少した場合は、直近の収入状況を基に審査を行います。必要に応じて給与明細等(写し)の提出をお願いすることがありますので、ご承知おきください。

イ 災害等により、次の①～⑤に該当する場合も対象となることがあります。

① 固定資産税の減免を受けた	② 市町村民税の減免を受けた
例) 令和元年東日本台風災害により被災し、 ・公費解体等に伴い解体家屋の固定資産税が減免(令和3年度分のみ) ・被災住宅用地の特例が適用されていた土地に対する固定資産税が減免(令和4年度分のみ)	③ 個人事業税の減免を受けた
	④ 国民年金保険料の免除を受けた
	⑤ 国民健康保険料の減免又は徴収猶予を受けた

※ 上記に該当する場合、就学援助申請書の申請理由欄で『3. その他経済的に困っている』に○をし、具体的な理由欄にその内容を記入してください。

2 申請方法(次のいずれかの方法で申請できます)

(方法1) 申請書の提出

この案内チラシと一緒に配布された「就学援助申請書」に必要事項を記入の上、申請期間内に教育委員会総務課窓口へ提出してください(郵送も可能です)。

※ 学校や支所では受付できません。

(方法2) 電子申請

スマートフォンやパソコンから電子申請することができます。右のQRコードを読み取るか、市ホームページから申請フォームにアクセスしてください。



電子申請フォームはこちら

右のQRコードを読み取り
または

長野市 就学援助 新入学

で検索



3 申請期間

令和4年10月3日（月）～令和5年1月31日（火）当日消印有効【期限厳守】
※期限を過ぎたものは今回受付できませんが、小学校入学後の4月から各学校で再度受付を
していますので、学校からの案内に沿って申請をしてください。

4 受けられる援助費

○新入学児童学用品費

支給額：54,060円（定額）

支給日：令和5年3月上旬（予定）

支給方法：申請者（保護者）の指定口座にお振込みします。

5 注意事項

- （1）支給後に市外転出された場合、援助費の返還は求めませんが、転出先の自治体に入学前支給済の旨を通知します。
- （2）所得の申告がされていない場合は審査ができず不認定となります。あらかじめ、申請日までに申告を済ませてください。
- （3）令和4年1月1日現在、長野市に住民登録がなかった方は、旧住所地の自治体から令和4年度の課税内容証明書（18歳以上の世帯員全員）を取得し提出してください。
- （4）生活保護を受けている場合は、生活保護費（教育扶助）から支給されるため、申請の必要はありません。

6 問い合わせ先（書類提出先）

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地
長野市教育委員会事務局 総務課（第1庁舎4F）
学務担当 TEL：026-224-8597

7 Q&A

Q. 支給対象となるかどうかは、いつ頃わかりますか。

A. 令和5年2月中旬頃に、申請者の住所宛てに郵送で審査結果通知をお送りします。

Q. 申請書を提出した後に入学先が変わったり、世帯状況に変化が生じた場合はどうすればいいですか。

A. 速やかに市教育委員会事務局総務課までご連絡をお願いします。

Q. 小学校入学後、何か経済的支援はありますか。

A. 小学校入学後～中学校卒業までの間、就学援助制度があります。認定基準に該当する方に対して学用品費や給食費、修学旅行費等の費用の一部を支給します（長野市立以外の場合、支給費目が異なります）。

なお、年度ごとに審査を行うため、入学後に再度申請していただく必要があります。